

# 社会福祉法人 埼玉現成会

## 役員報酬規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人埼玉現成会の役員に対する報酬等に関する事項は、定款に定めるほか、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、本俸のみとする。

(俸 給)

第3条 俸給の月額は、500,000円以内とする。

(俸給の支払等)

第4条 俸給の支払い方法については、本法人給与規程第9条第1項の規程を準用し、その支給日については、第7条第1項を準用する。

(準 用)

第5条 本法人旅費規程の第12条別表1の規程は、役員報酬等の支給においてこれを準用するものとする。

(補 則)

第6条 役員報酬等に関し、この規程に定めるほか必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

## 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年4月1日から施行する。

平成25年4月1日から施行する。